

別表第1（第3条、第4条関係）

1 建築物

区分	公共的施設	特定公共的施設
1 医療等施設	(1) 病院又は診療所（小規模建築物に該当するものを除く。） (2) 助産所（助産所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。） (3) 施術所（施術所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。） (4) 薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）（薬局の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。）	医療等施設の区分に該当する公共的施設の全て
2 公益施設	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	公益施設の区分に該当する公共的施設の全て
3 福祉施設	(1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 (2) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	福祉施設の区分に該当する公共的施設の全て
4 学校等施設	(1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下この項において同じ。） (2) 学校に類する施設（個人の経営に係る施設を除く。）	学校等施設の区分に該当する公共的施設の全て
5 車両の停車場又は船	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又	すべての施設

<p>舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</p>	<p>は待合いの用に供するもの</p>	
<p>6 自動車関連施設</p>	<p>(1) 自動車の駐車のための施設</p> <p>(2) 自動車の停留のための施設</p> <p>(3) 自動車修理工場</p> <p>(4) 自動車洗車場</p> <p>(5) 自動車教習所</p>	<p>(1) 自動車の駐車のための施設（自動車の駐車のための施設の用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートル以上で、かつ、駐車可能台数が20台以上のものに限る。）</p> <p>(2) 自動車の停留のための施設（自動車の停留のための施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(3) 自動車修理工場（自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(4) 自動車洗車場（自動車洗車場の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(5) 自動車教習所（自動車教習所の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。）</p>

	(6) 給油取扱所（給油取扱所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。）	(6) 給油取扱所（公共的施設の全て）
7 公衆便所	公衆便所	公衆便所の区分に該当する公共的施設の全て
8 集会施設	(1) 世田谷区立区民会館、世田谷区立区民センター又は世田谷区立地区会館 (2) 公会堂 (3) 集会場 (4) 冠婚葬祭施設 (5) その他これらに類する施設	集会施設の区分に該当する公共的施設の全て
9 物品販売業を営む店舗等	(1) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（物品販売業を営む店舗の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。） (2) 卸売市場	(1) 物品販売業を営む店舗（公共的施設の全て） (2) 卸売市場（卸売市場の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）
10 飲食店	飲食店（飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。）	飲食店の区分に該当する公共的施設の全て
11 サービス業を営む店舗等	(1) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗（それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。） (2) 一般ガス事業、一般電気事業又は	サービス業を営む店舗等の区分に該当する公共的施設の全て

	<p>電気通信事業の用に供する営業所（それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの（それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。）</p>	
12 宿泊施設	<p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) その他これらに類する施設</p>	<p>宿泊施設の区分に該当する公共的施設（宿泊施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。）</p>
13 興行施設	<p>(1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場</p> <p>(2) その他これらに類する施設</p>	<p>興行施設の区分に該当する公共的施設（興行施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。）</p>
14 文化施設	<p>(1) 博物館、美術館又は図書館</p> <p>(2) その他これらに類する施設</p>	<p>文化施設の区分に該当する公共的施設の全て</p>
15 展示施設	<p>展示場又はこれに類する施設</p>	<p>展示施設の区分に該当する公共的施設（展示施設の用途に供する部分の床面積（住宅の展示施設にあつては、敷地面積）の合計が500平方メートル以上のものに限る。）</p>
16 運動施設	<p>(1) 体育館、水泳場又はボーリング場</p> <p>(2) その他これらに類する施設</p>	<p>運動施設の区分に該当する公共的施設（運動施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。）</p>
17 遊興施設	<p>(1) キャバレー、料理店、ナイトクラブ</p>	<p>遊興施設の区分に該当する公共的施設</p>

	ブ又はダンスホール (2) その他これらに類する施設	(遊興施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。)
18 公衆浴場	公衆浴場又はこれに類する施設	公衆浴場の区分に該当する公共的施設 (公衆浴場の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。)
19 業務施設	事務所(他の施設に附属するものを除く。)	業務施設の区分に該当する公共的施設 (業務施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。)
20 工業施設	工場(自動車修理工場を除く。)又はこれに類する施設	工業施設の区分に該当する公共的施設 (工業施設の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。)
21 公共用歩廊	公共用歩廊	公共用歩廊の区分に該当する公共的施設 (公共用歩廊の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。)
22 地下街	地下街又はこれに類する施設	地下街の区分に該当する公共的施設 (地下街の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。)
23 複合施設	1の項から22の項まで若しくは2の部に掲げる公共的施設又は集合住宅の複合建築物	複合施設の区分に該当する公共的施設 (複合施設の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。)

2 小規模建築物

区分	公共的施設	特定公共的施設
----	-------	---------

1 医療等施設	<p>(1) 診療所（患者の収容施設を有しないものであって、診療所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）</p> <p>(2) 助産所（助産所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）</p> <p>(3) 施術所（施術所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）</p> <p>(4) 薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）（薬局の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）</p>	医療等施設の区分に該当する公共的施設の全て
2 自動車関連施設	給油取扱所（給油取扱所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）	自動車関連施設の区分に該当する公共的施設の全て
3 物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（物品販売業を営む店舗の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）	物品販売業を営む店舗の区分に該当する公共的施設の全て
4 飲食店	飲食店（飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）	飲食店の区分に該当する公共的施設の全て
5 サービス業を営む店舗等	<p>(1) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗（それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のも</p>	サービス業を営む店舗等の区分に該当する公共的施設の全て

	<p>のに限る。)</p> <p>(2) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所（それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。)</p> <p>(3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの（それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。)</p>	
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

3 道路

区分	公共的施設	特定公共的施設
道路	<p>(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（3の2の部に掲げる公共的施設を除く。)</p> <p>(2) 建築基準法第42条第1項第2号から第5号までに規定する道路又は同条第2項に規定する道路</p> <p>(3) 世田谷区公共物管理条例（平成14年3月世田谷区条例第29号）第2条第2号又は第3号に規定する水路を使用した通路で、不特定かつ多数の者が利用するもの（世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）別表第1の4の部に規定する緑道を除く。)</p> <p>(4) 世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例（昭和57年3月世田谷区条例第29号）第3条の規定による助成の対象となる私道</p>	道路の区分に該当する公共的施設の全

3の2 特定道路

区分	公共的施設	特定公共的施設
特定道路	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第10号の特定道路	特定道路の区分に該当する公共的施設の全て

4 公園

区分	公共的施設	特定公共的施設
1 公園、緑地等	<p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）の規定による公園</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童遊園</p> <p>(3) 世田谷区立公園、世田谷区立身近な広場、世田谷区立区民農園又は世田谷区立土と農の交流園</p> <p>(4) 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第15号）別表第4に規定する広場状空地又はアーケード、ピロティ等であつて広場状のもの（著しく狭小なものを除く。）</p>	公園、緑地等の区分に該当する公共的施設の全て
2 庭園	庭園（寺社等に附属するもの、美術館、博物館等に附属するもの又は冠婚葬祭施設等に附属するものを除く。）	庭園の区分に該当する公共的施設の全て
3 動物園、植	(1) 動物園又は植物園（大学、研究所	動物園、植物園又は遊園地の区分に該

物園又は遊園地	等が学術研究を目的として設置するものを除く。） (2) 遊園地	当する公共的施設の全て
---------	------------------------------------	-------------

5 公共交通施設

区分	公共的施設	特定公共的施設
公共交通施設	<p>(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設又はこれに関連する施設で、利用者の用に供するもの</p> <p>(2) 軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道の施設又はこれに関連する施設で、利用者の用に供するもの</p> <p>(3) 世田谷区立自転車等駐車場、世田谷区立レンタサイクルポート又は鉄道事業者若しくはその関係団体が設置する自転車等駐車場若しくはレンタサイクル施設</p> <p>(4) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設又はこれに関連する施設で、利用者の用に供するもの</p> <p>(5) その他これらに類する施設</p>	公共交通施設の区分に該当する公共的施設の全て

6 路外駐車場

区分	公共的施設	特定公共的施設
路外駐車場	路外駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場で、建築物及び小規模建築物に該当しないものに限る。)	路外駐車場の区分に該当する公共的施設(自動車の駐車のために供する部分の面積の合計が250平方メートル以上で、かつ、駐車可能台数が20台以上のもの)

		に限る。)
--	--	-------

備考 1の部及び2の部の床面積は、改修する場合にあつては、改修に係る部分の床面積をいう。

全部改正〔平成21年規則80号〕、一部改正〔平成25年規則52号・84号・令和3年70号・4年3号〕